

大和市告示第184号

大和市子ども食堂支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年9月6日

大和市長 大 木 哲

大和市子ども食堂支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市子ども食堂支援事業補助金交付要綱（平成28年大和市告示第271号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「食事の提供」を「食事を提供する事業（以下「食事提供事業」という。）」に改める。

第4条の見出しを「（補助事業等）」に改め、同条各号列記以外の部分中「に該当するもの」を「を満たす食事提供事業」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の食事提供を事業の実施する日に次のいずれかの事業を併せて実施する場合は、当該事業についても補助事業の対象とすることができる。

(1) けん玉、あやとりその他の世代間で伝承されている遊び又は郷土料理の調理等地域の伝統及び文化に触れる活動（以下「伝承遊び等」という。）を子どもに伝えることができる者（以下「世代間交流スタッフ」という。）を1名以上配置し、当該世代間交流スタッフとの伝承遊び等を通じて、世代間交流の機会を子どもに与える事業（以下「世代間交流事業」という。）

(2) 子どもの学習の見守り、社会体験学習等を通じて地域住民とのコミュニケーションを図る機会を子どもに与えることができる者（以下「学習支援スタッフ」という。）を1名以上配置し、当該学習支援スタッフが、子どもの学習の見守り、社会体験学習等による交流を通じて、子どもにとって社会勉強となる機会を与える事業（以下「学習支援事業」という。）

3 世代間交流スタッフ又は学習支援スタッフは、補助対象団体が事業内容に照らして適切と認める者を選任するものとし、食事提供事業を実施する日において、2時間以上、前項各号の事業にそれぞれ従事するものとする。

第8条中「5年間」を「10年間」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

経費区分	事業	補助対象経費	補助金の額
初期経費	食事提供事業	事業を開始するに当たり整備すべき備品及び消耗品の購入費	100,000円又は補助対象経費に係る実支出額のいずれか低い方の額
運営経費		人件費、食材費、消耗品費 その他事業の実施に直接必要な経費として市長が認めたもの	補助事業年度ごとに816,000円、事業の実施回数に17,000円を乗じて得た額又は補助対象経費に係る実支出額から事業に係る収入額を控除して得た額のうち最も低い額
	世代間交流事業又は学習支援事業	人件費、消耗品費 その他事業の実施に直接必要な経費として市長が認めたもの	補助事業年度ごとに144,000円、事業の実施回数に3,000円を乗じて得た額又は補助対象経費に係る実支出額から事業に係る収入額を控除して得た額のうち最も低い額

## 備考

- 1 補助金の対象となるこども食堂は、補助対象団体1団体当たり1か所とする。
- 2 初期経費に係る補助金の交付は、補助対象団体1団体当たり1回とする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 食事提供事業を実施する日において、世代間交流事業及び学習支援事業を併せて実施した場合は、世代間交流事業又は学習支援事業のいずれか1事業のみを補助事業とする。

## 附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市子ども食堂支援事業補助金交付要綱の規定は、平成30年7月1日から適用する。